

# 職場のハラスメント対策等セミナーのご案内

パワハラ防止対策が義務化されます！

労働施策総合推進法等の改正により、令和2年6月1日からパワーハラスメント対策が事業主の義務（中小企業は令和4年3月31日までは努力義務）となり、併せて、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されることになりました。

宮城労働局では、「職場のハラスメント対策等セミナー」を開催しますので、この機会に是非ご参加ください。（参加無料）

ハラスメントのない働きやすい職場づくりに向けて、取組を進めましょう。

◆日時：令和2年2月28日（金）14：00～16：00

◆場所：仙台国際センター会議棟2F 大会議室「橘」

（仙台市青葉区青葉山無番地／地下鉄東西線・国際センター駅）

●定員270名

●なるべく公共交通機関でお越しください

（有料駐車場はありますが、混雑により開始に間に合わないことが想定されます）

◆説明内容：① 職場のハラスメント対策  
② 「子の看護休暇」「介護休暇」の時間単位取得  
（育児・介護休業法施行規則の改正）  
③ 女性活躍推進法の改正 他

入場  
無料

◆対象者：事業主、企業人事労務担当責任者等（1事業所につき最大2名）

◆申込方法：下記参加申込書によりFAX又は郵送によりお申し込みください。

定員に達した場合は締め切らせていただきますので、ホームページをご確認下さい。

◆お申込み・お問合せ先：宮城労働局雇用環境・均等室

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階

【TEL：022-299-8844 / FAX：022-299-8845】

参加申込書（切り取らず使用し、当日受付に提示ください）

事業所名 (連絡先電話番号)	( - - )	
参加者①	(所属)	(氏名)
参加者②	(所属)	(氏名)

いただいた個人情報は、受付名簿の作成、必要時のご連絡のために使用します。それ以外の目的では利用しません。